

飲食事業 経営者の皆様へ

農林水産省 令和4年度補正予算
外食産業事業継続緊急支援対策事業

外食産業事業成長支援 補助金

補助上限

補助率

1,000万円 1/2以内

一次公募のご案内

支援
します!

事業成長に向けた前向きな取組等

応募受付
期間

令和5年4月17日(月)～5月31日(水) 17:00

[応募締切]

※実施期間は、交付決定日～令和6年2月15日(木)

WEB
登録完了

応募
対象者

中小・中堅規模の飲食店

※応募は、共同事業者（コンサル、金融機関、ベンダー等）と共同申請が必要です。

補助対象
となる取組

飲食店における売上拡大、収益増加を目的とした
業態転換や事業成長の取組等*

*「現在扱っている商品・サービスの内容を変える取組」や、「商品・サービスの提供方法を変える取組」等

対象経費

事業に係る建物費、機械装置・システム構築費、
技術導入費、広告宣伝・販売促進費 等

詳細の応募要件等については、公募要領をご確認ください。

スマートフォンの
アクセスはこちら



応募は
公募ホームページから



JMAC 外食事業成長

検索

<https://jmac-foods.com/adopted/1346/>

お問い合わせは



[ナビ
ダイヤル]

0570-067766

(公募期間の受付時間
9:00～17:00(平日のみ))



JMAC 株式会社日本能率協会コンサルティング
外食産業事業継続緊急支援対策事業 事務局

補助対象となる取組（例）

前提として…

2021年度から22年度の売上伸長が115%以下であり
今後の売上や収益拡大につながる計画を有していること

※売上伸長率は、決算資料（または確定申告書等）での証明が必要です。

たとえば



現在扱っている

商品・サービスの内容

を変える

- ▶ 居酒屋から焼肉店に転換する
- ▶ テイクアウト・デリバリー用のメニューを開発する
- ▶ アレルギー対応メニューの開発・表示の見直し等により、顧客層を拡大する
- ▶ 飲料の計量自販機を設置し、お客様自身で受け取る仕組みをつくる
- ▶ お客様のスマホを活用した、多言語セルフオーダーシステムを導入する など



たとえば



商品・サービスの

提供方法

を変える

- ▶ イートインからテイクアウトを拡大するため販売窓口を設置する
- ▶ キッチンカーを改装し、店舗外での販売を強化する
- ▶ 店舗での人気商品をECサイトで全国に販売する
- ▶ 半加工品の冷凍保存による、調理時間の短縮と業務効率化を図る など



よくあるご質問

Q. 売上伸長率が115%以下となっているが、それを超える飲食は応募できないのか？

A. 飲食店全体の売上の回復状況に届いていない事業者を対象とするため、売上伸長率115%以下を原則の要件としております。ただし、コロナ以前には戻っていないという事業者もいるであろうことを考慮し、売上伸長率が115%以上であっても、2019年度比で100%以下の事業者は対象となります。

Q. 共同事業者とはどのようなものか？応募には必ず必要か？

A. 共同事業者とは、計画の企画・遂行の支援を担う資本関係にない事業者です。具体的には、金融機関、地域の商工振興団体、ベンダーの方が考えられます。応募には、共同事業者が必要です。

Q. 応募時点で、既に発注したり購入した設備は補助の対象となりますか？

A. 対象にはなりません。交付決定後に発注、購入されたものが対象となります。

※その他のよくある質問は、公募ホームページをご確認ください。